

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第1回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年2月24日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

指摘事項	講じた措置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な設計変更については、平成27年11月1日施行の「設計変更（軽微）協議書について（改訂版）」に基づき、工事施工における指示・承諾・協議・確認は、工事施工協議簿により協議事項を記録し、工事監督員と現場代理人が署名のうえ取り交わすこととされているが、工事施工協議簿が作成されていなかった。 ・ 設計図書の変更については、契約図書に基づき工事施工協議簿による書面で指示をすることとされているが、口頭にて指示を行っていた。 <p style="margin-left: 40px;">【道路舗装維持補修工事（鉄北通） ：建設部道路管理課】</p>	<p>今般の指摘事項については、図面の変更を伴わない施工条件の変更のみであったため、受注者に対する変更指示を書面により実施することを失念したことが原因であることから、本件に関する再発防止にあたり、令和2年11月20日に実施した課内会議において、指摘内容、原因、問題点について説明を行い、以下のとおり周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な設計変更を行う際は、「設計変更（軽微）協議書について（改訂版）」に基づき、協議事項を記録した工事施工協議簿により、「設計変更（軽微）協議書」を作成するよう周知徹底を図った。また、設計図書を変更する際などの工事監督員の指示、承諾については、契約図書に基づき、工事施工協議簿等により書面で行うよう周知徹底を図った。 <p>今後においても、再発防止に向け、課内会議等の開催に合わせ周知徹底を図ることとする。</p>

（担当：建設部道路管理課）